第四十一条の三の二第一項中「居住者で」を「個人で」に、「当該居住者」を「当該個人」に、「及び第九項」を「及び第十二項」に、「特定居住者」を「特定個人」に、「及び第十四項」を「、第八項及び第十七項」に、「及び第四項」を「、第四項及び第十四項第二号イ」に、「第九項及び第十一項第一号」を「第十二項及び第十四項第二号イ」に、「及び第十項から第十二項まで」を「、第八項及び第十三項から第十五項まで」に、「、第五項、」を「、第五項及び第八項、」に改め、同条第二項中「特定居住者」を「特定個人」に、「この項に」を「この項及び次項に」に、「この項、第六項及び第七項」を「この項、次項、第六項、第七項及び第九項」に、「。次項において同じ。」が五十万円を超えるもので」を「」が五十万円を超えるもので」に、「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改め、同項第一号中「次号」の下に「又は第三号」を加え、同項第二号中「この号」の下に「、次項」を加え、「。次項において同じ。」を削り、同項に次の一号を加える。

三　当該家屋につき行う他の世帯との同居をするのに必要な設備の数を増加させるための改修工事で政令で定めるもの（当該改修工事が行われる設備と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事を含む。以下この号、次項、第六項第二号、第七項及び第九項において「特定多世帯同居改修工事等」という。）で当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（当該特定多世帯同居改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額。同号において同じ。）が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第三項中「当該居住者の」を「当該個人の」に、「第十項及び第十一項」を「第十三項、第十四項、第十五項第一号及び第十六項」に、「額及び」を「額」に、「の合計額」を「及び特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額の合計額（当該特定工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該合計額から当該補助金等の額を控除した金額）」に改め、同項第四号中「居住者」を「個人」に改め、同条第五項中「居住者」を「個人」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十四項第二号ロ」に、「第十一項第二号」を「同号ロ」に改め、「、第一項」の下に「及び第八項」を加え、同条第六項中「居住者」を「個人」に、「増築、改築その他の政令で定める」を「次に掲げる」に、「又は第三項」を「、第三項又は第五項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該家屋につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（次号に掲げるものを除く。）

二　当該家屋につき行う特定多世帯同居改修工事等で当該特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額が五十万円を超えるもの

第四十一条の三の二第七項中「居住者」を「個人」に、「費用の額（」を「費用の額及び特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額（」に、「当該特定断熱改修工事等に要した費用の額」を「当該合計額」に改め、同条第十八項中「及び第六項」を「、第六項、第七項及び第九項」に、「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項中「又は第五項」を「、第五項又は第八項」に、「（第四項」を「（同項」に、「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十六項中「又は第五項に規定する居住者が、二以上の第一項又は第五項に規定する」を「、第五項又は第八項に規定する個人が、二以上の」に、「又は第五項の」を「、第五項又は第八項の」に、「、第一項又は第五項」を「、第一項、第五項又は第八項」に、「金額又は第五項」を「金額、第五項」に、「の全て」を「又は第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額の全て」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項中「居住者」を「個人」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十項又は第十一項」を「第八項、第十三項又は第十四項」に改め、同項第二号中「と断熱改修住宅借入金等の金額に係るもの又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係るものとに区分をした住宅借入金等の金額に係るもの又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係るものとに区分をした場合において二以上の区分に係るもの」に、「当該区分」を「、特定取得に該当する住宅の増改築等と特定取得に該当するもの以外の住宅の増改築等とに区分」に、「と断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等」を「、断熱改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額に係る住宅の増改築等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「居住者が同項に規定する」を「個人が」に改め、「第三項又は第四十一条第一項に規定する」を削り、「の次の」を「又は他の住宅借入金等の金額の次の」に改め、同項第一号中「増改築等住宅借入金等の金額及び断熱改修住宅借入金等の金額」を「住宅借入金等の金額」に改め、同号イ中「全てがその」を「全てについて、その」に、「第十一項第一号」を「第十四項第一号」に改め、同号ロ(1)中「第十一項第二号イ」を「第十四項第二号イ」に改め、同号ロ(2)中「第十一項第二号ロ」を「第十四項第二号ロ」に改め、同号ロに次のように加える。

(3)　多世帯同居改修住宅借入金等の金額　第十四項第二号ハに定める金額

第四十一条の三の二第十三項第二号中「掲げる住宅借入金等」を「掲げる他の住宅借入金等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項中「又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する」を「、第五項又は第八項に規定する個人が、」に、「又は断熱改修住宅借入金等の金額」に、「には、第一項又は第五項に規定する」を「には」に、「第五項及び第十項」を「第五項、第八項及び第十三項」に、「又は当該断熱改修住宅借入金等の金額及び」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額と」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額と」に改め、同項第一号中「又は当該断熱改修住宅借入金等の金額」を「、当該断熱改修住宅借入金等の金額又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額」に、「第十四項」を「第十七項」に改め、「第三項に規定する」を削り、「当該増改築等住宅借入金等の金額及び当該断熱改修住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である住宅の増改築等に係るものである」を「前項第一号に掲げる」に、「前項第一号」を「同号」に改め、同号イ中「第十項第一号」を「第十三項第一号」に改め、同号ロ中「第十項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同号に次のように加える。

ハ　当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額　第十三項第三号に定める金額

第四十一条の三の二第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「居住者」を「個人」に改め、同項第一号中「がその居住年」を「について、その居住年（第一項又は第五項に規定する居住年をいう。第十六項第一号イにおいて同じ。）」に改め、「住宅の増改築等」の下に「（第一項又は第五項に規定する住宅の増改築等をいう。同号イ、第十七項第一号及び第十八項において同じ。）」を加え、「及び断熱改修住宅借入金等である場合　当該」を「（第一項に規定する増改築等住宅借入金等をいう。第十六項第一号イにおいて同じ。）及び断熱改修住宅借入金等（第五項に規定する断熱改修住宅借入金等をいう。同号イにおいて同じ。）である場合　第一項又は第五項に規定する」に改め、同項第二号イ中「これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項」を「これらの増改築等住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項」に改め、同号ロ中「これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき第四項」を「これらの断熱改修住宅借入金等の金額に係る居住年につき同項」に改め、同号に次のように加える。

ハ　多世帯同居改修住宅借入金等の金額　十二万五千円

第四十一条の三の二第十一項を同条第十四項とし、同条第十項中「又は第五項に規定する居住者が、第一項又は第五項に規定する増改築等特例適用年」を「、第五項又は第八項に規定する個人が、増改築等特例適用年（第一項、第五項又は第八項に規定する増改築等特例適用年をいう。以下この項、第十五項及び第十六項において同じ。）に、「（第一項又は第五項」を「（第一項、第五項又は第八項」に、「から第十二項まで、第十四項及び第十五項」を「、第十五項、第十七項（第一号を除く。）及び第十九項」に、「第十四項まで」を「第十七項まで」に、「）又は第五項」を「）、第五項」に、「を有する」を「又は第八項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額（同項の規定により第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この項から第十七項までにおいて同じ。）を有する」に、「又は第五項の」を「、第五項又は第八項の」に、「又は当該」を「、当該」に、「につき異なる」を「又は当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき異なる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額　当該多世帯同居改修住宅借入金等の金額につき第八項の規定に準じて計算した金額